

管理職手当の支給に関する条例

昭和 55 年 3 月 1 日
条 例 第 6 号

管理職手当の支給については、藤井寺市の管理職手当の支給に関する条例を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年1月1日より適用する。